

(案)

職 職 一

平成21年10月1日

各府省人事担当課長 殿

人事院事務総局

職員福祉局職員福祉課長

人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第  
2項第7号の休暇の取扱いについて（通知）

今般、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）（以下「規則15-15」という。）及び「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職一329）」の一部が改正されたところですが、平成21年10月1日以降、規則15-15第4条第2項第7号の休暇（以下「病気休暇（私傷病）」という。）については、下記のとおり取り扱ってください。

記

1 休暇の単位について

病気休暇（私傷病）により1日の勤務時間のすべてを勤務しない場合は、必ず1日の病気休暇（私傷病）となること。

2 「勤務日1日当たりの勤務時間」について

「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」第4条関係第3項の「勤務日1日当たりの勤務時間」の取扱いについては、

「年次休暇の取扱いについて（平成6年11月18日職職－527）」の3(2)  
の例によるものとする。

以 上

(案)

人事院は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律に基づき、人事院規則一五―一五（非常勤職員  
の勤務時間及び休暇）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十月一日

人事院総裁職務代行

人事官 原 恒 雄

人事院規則一五―一五―

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を次のように改正する。

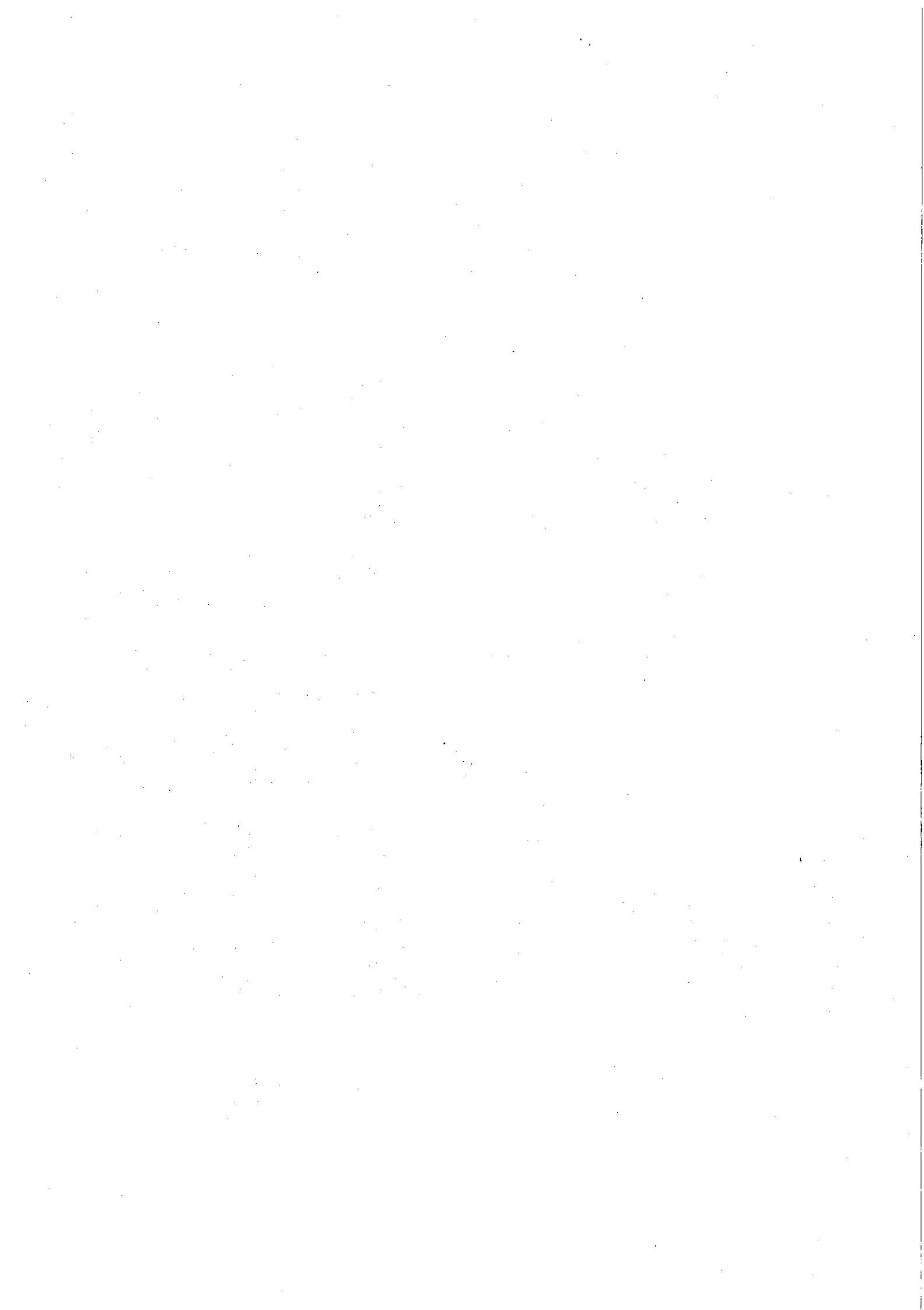
第四条第二項第七号中「十日の範囲内の」を「人事院の定める」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



改 正 後	改 正 前
<p>(年次休暇以外の休暇) 第四条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第四号及び第七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。)一の年度において人事院の定める期間</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(年次休暇以外の休暇) 第四条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤職員(第四号及び第七号に掲げる場合にあつては、人事院の定める非常勤職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>一―六 (略)</p> <p>七 非常勤職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(前二号に掲げる場合を除く。)一の年度において十日の範囲内の期間</p> <p>八 (略)</p> <p>3 (略)</p>



(案)

職 職 一

平成21年10月1日

人事院事務総長

「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用  
について」の一部改正について（通知）

「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（  
平成6年7月27日職職-329）」の一部を下記のとおり改正したので、平成  
21年10月1日以降は、これによってください。

記

第4条関係第1項(1)中「及び第2項第7号」及び「、常勤職員について定めら  
れている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れら  
れる職員で、」を削り、「6月以上の」の次に「任期若しくは」を加え、「もの  
又は」を「職員又は」に、「ものとし、同項第4号」を「職員とし、第2項第4  
号」に、「、1週間」を「1週間」に改め、「、6月以上継続勤務しているもの  
」の次に「とし、同項第7号の休暇にあつては6月以上の任期若しくは任用予定  
期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員（週以外の期間に  
よって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを  
除く。）」を加え、同項に(9)として次のように加える。

(9) 第2項第7号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げ

る職員にあつては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあつては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

第4条関係第3項中「について、」を「の」に、「を日に換算する場合には、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とし、」を「又は」に、「7時間45分」を「これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間」に改める。

以 上



改正後	改正前
<p>第4条関係</p> <p>1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、第1項第5号の休暇にあっては6月以上の<u>任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員とし、第2項第4号の休暇にあっては1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものとし、同項第7号の休暇にあっては6月以上の任期若しくは任用予定期間が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員(週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)</u>とする。この場合において、「継続勤務」については第3条関係第2項の規定の例によるものとする。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 第2項第7号の「人事院の定める期間」は、第3条関係第1項(1)に掲げる職員にあっては10日の範囲内の期間とし、同項(3)に掲げる職員のうち、1週間の勤務日が4日以下とされている職員にあっては次の表の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に</p>	<p>第4条関係</p> <p>1 年次休暇以外の休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第1項及び第2項の「人事院の定める非常勤職員」は、第1項第5号及び第2項第7号の休暇にあっては、<u>常勤職員について定められている勤務時間で勤務する日が1週間当たり5日以上とされる日々雇い入れられる職員で、6月以上の任用予定期間が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものとし、同項第4号の休暇にあっては、1週間の勤務日が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものとする。この場合において、「継続勤務」については第3条関係第2項の規定の例によるものとする。</u></p> <p>(2)～(8) (略)</p>

応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる日数の範囲内の期間とする。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から	121日から	73日から	48日から
	216日まで	168日まで	120日まで	72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員の1時間を単位として与えられたこの条の第2項第4号の休暇又は1日以外の単位で与えられた同項第7号の休暇を日に換算する場合には、これらの休暇を与えられた職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

4 (略)

2 (略)

3 勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である非常勤職員について、1時間を単位として与えられたこの条の第2項第4号の休暇を日に換算する場合には、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とし、1日以外の単位で与えられた同項第7号の休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもって1日とする。

4 (略)